

公 示

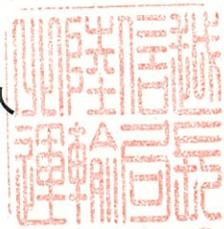
公示第85号

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」の一部改正について

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」(令和4年4月1日
付け公示第3号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年2月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



○準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第3号</p> <p>準特定地域における<u>個人タクシー事業</u>に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて</p> <p>今般、新型コロナウイルス感染症による影響により<u>個人タクシー事業</u>の譲渡を希望する者と譲受を希望する者が面会できる機会が激減し、譲渡譲受が円滑に行えない問題が生じたこと、また、個人タクシーは自らが運行管理・整備管理をしなければならない特性があるが、個人タクシーの事業者の高齢化が進展しており、より一層の安全性の確保を図る必要が生じていることを踏まえ、一定の条件を満たす場合に限り個人タクシーの参入を時限的に認める特例措置を講じるため、準特定地域における<u>個人タクシー事業</u>に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月1日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 平井 隆志</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 参入枠の公示その他所要の手續 (1) 参入枠の公示 北陸信越運輸局長は、<u>毎年4月中旬に3. 及び4. の規定により算出した各年度の参入枠を営業区域毎に公示することとする。なお、各年度途中で、参入枠と同数の新規許可処分を行った場合などはその旨を公示することとする。</u>この場合において、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第3号</p> <p>準特定地域における<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて</p> <p>今般、新型コロナウイルス感染症による影響により<u>1人1車制個人タクシー事業（以下「個人タクシー」という。）</u>の譲渡を希望する者と譲受を希望する者が面会できる機会が激減し、譲渡譲受が円滑に行えない問題が生じたこと、また、個人タクシーは自らが運行管理・整備管理をしなければならない特性があるが、個人タクシーの事業者の高齢化が進展しており、より一層の安全性の確保を図る必要が生じていることを踏まえ、一定の条件を満たす場合に限り個人タクシーの参入を時限的に認める特例措置を講じるため、準特定地域における<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月1日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 平井 隆志</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 参入枠の公示その他所要の手續 (1) 参入枠の公示 北陸信越運輸局長は、<u>各年度において、3. 及び4. の規定により算出した各年度の参入枠を営業区域毎に公示することとし、原則として、公示は毎年4月中旬に行うこととする。</u>この場合において、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土</p>

に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号）第10条第1項の規定による通知は、当該公示により行うものとし、準特定地域協議会による意見を提出すべき期限は、当該協議会が同意しない場合を除き、14日以内として扱うものとする。

(2) (略)

(3) 申請の受付

特例許可の申請の受付は、「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について（平成14年7月1日付け公示第23号。以下「個人タクシー公示」という。）」記1.

(12) ①に規定する時期とし、(1)の参入枠の公示に申請受付期間を併せて明記することとする。なお、申請受付期間のうち、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までのそれぞれの期間が到来するまでに処分件数が参入枠に達した場合、以降の申請受付期間において受付は行わないこととする。

(4) ~ (6) (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年2月27日付け公示第85号で一部改正)
この公示は、令和8年2月27日から適用する。

交通省令第58号)第10条第1項の規定による通知は、当該公示により行うものとし、準特定地域協議会による意見を提出すべき期限は、当該協議会が同意しない場合を除き、14日以内として扱うものとする。

(2) (略)

(3) 申請の受付

特例許可の申請の受付は、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する審査基準について（平成14年7月1日付け公示第23号。以下「個人タクシー公示」という。）」記1. (12) ①に規定する時期(毎年1回一定の時期)とし、(1)の参入枠の公示に申請受付期間(原則として60日間程度)を併せて明記することとする。

(4) ~ (6) (略)

附 則 (略)